

被害者支援自動販売機 設置場所募集中！



～犯罪被害者支援につながる、やさしい社会貢献～

新潟県は公益社団法人にいがた被害者支援センターの活動を応援しています

「被害者支援自動販売機」とは、

- ・売上の一部が（公社）にいがた被害者支援センターへ寄附される自動販売機です。
- ・設置していただくことで、センターの活動を支える資金となり、犯罪被害者支援につながります。

■被害者支援自動販売機設置の流れ

① まずはセンターへ御連絡ください

設置に協力いただけることを、センターまでご連絡ください。

② 職員がご案内します

設置場所・寄附額・希望されるメーカー等を確認します。

③ 自動販売機の設置

センターがメーカー等と寄附の振込等の手続を行います。

④ 売上の一部が寄附に

設置後はメーカー等からセンターに寄附が振り込まれます。
(寄附の手間や費用は一切かかりません。)

※ 現在、設置されている自動販売機を被害者支援自動販売機に切り替えることも可能です。
ぜひご相談ください。



令和7年度実績 (R8. 3. 31 現在)

設置台数 167 台

寄附額 8,732,075 円

被害者支援自動販売機のお問い合わせ

(公社) にいがた被害者支援センター事務局

電話:025-281-2131

Eメール:nvsc7870@able.ocn.ne.jp

公益社団法人にいがた被害者支援センターの活動を紹介します。

「公益社団法人にいがた被害者支援センター」は、殺人や傷害などの身体犯や重大な交通事故などの犯罪の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族（以下「被害者等」と言います。）の支援を行っている民間の支援団体で、運営費用は寄附金や賛助会費でまかっています。

被害者等は特別な人ではありません。誰もが、ある日突然、何の準備もないまま被害に遭います。

被害後、被害者等は、行政機関や警察、裁判所等で複雑な手続きに迫られる、治療費や裁判費用が必要になるなどの経済的負担を強いられる、周囲の人々の言葉に傷つくなどの精神的な悩みを抱えるなど、様々な問題（二次的被害）に苦しめられます。



このような被害者等が、被害前の平穏な生活に少しでも近づけるよう、支援センターでは、無料で



- 電話・面接による相談
- 行政機関、病院、警察等への付添
- 裁判における傍聴付添い、代理傍聴
- 家事の手伝い
- 弁護士相談、臨床心理士による心理相談（3回まで）
- 自助グループ支援活動



などを、行っています。

令和7年度は、電話相談615件、面接相談23件、付添い等の直接支援119件行いました。

支援センターの活動は、専門的知識を身につけた支援員が行っています。支援員には守秘義務が課されていますので、秘密は堅く守られます。

また、支援センターは、性暴力・性犯罪被害者への支援を専門に行う「性暴力被害者支援センターにいがた」も運営しています。（新潟県委託事業）

新潟県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人にいがた被害者支援センター
所在地 〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館
TEL・FAX (025) 281-2131
※支援センターでは賛助会費や寄附金も募集しています。
賛助会員の年会費 個人会員：一口 2,000円 法人・団体会員：一口 10,000円
詳しくは、支援センターにお問合せください。



～あなたの寄附がこのような活動につながります～



例えば・・・

○ 2千円（個人会員1口）の寄附で
裁判に参加する被害者等の付添いを行う支援員の費用が一部賄えます。

○ 1万円（団体会員1口）の寄附で
面接・弁護士相談、心理相談、裁判傍聴等で、被害者等に支給する一年分の交通費が賄えます。